

兵庫県公報

令和3年1月26日 火曜日 第176号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	1
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（淡路県民局）	3
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	3
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	5
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	6

告 示

兵庫県告示第77号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の徴収金の収納事務を委託した。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 収納受託者の所在地及び名称、委託した事務並びに委託期間

収納受託者の所在地及び名称	委託した事務	委託期間
東京都千代田区内幸町1-1-1 ビリングシステム株式会社	収納受託者における県税の収納事務	令和2年11月2日から 令和5年1月31日まで
東京都品川区西品川一丁目1番1号 LINE Pay株式会社	同 上	同 上
東京都千代田区紀尾井町1-3 PayPay株式会社	同 上	同 上

2 収納の手続等

収納受託者は、県税の徴収金を収納したときは、納税者等に領収証書等を交付するものとする。

なお、その他の収納の方法については、県税徴収金収納事務委託に係る基本契約書等による。



兵庫県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地環境整備事業）安賀地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年1月26日から同年2月15日まで
- 3 縦覧の場所
宍粟市役所



兵庫県告示第79号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、仮BM設置測量、縦断測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年1月8日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
たつの市揖西町住吉地内



兵庫県告示第80号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和3年1月18日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市松山町地内



兵庫県告示第81号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県国土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 アンダーツリー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 木下春雄

- 住所 大阪市西区西本町1丁目2番8号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 K I C O N A小野店
 所在地 小野市浄谷町字南池ノ下23番1、23番2、34番1の一部、34番3の一部
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和3年1月26日から同年2月9日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和3年1月26日から同年2月9日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第82号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02丹波位置 0001号	3.1.12	丹波篠山市大沢新字七ノ坪98番の一部	6.00	95.48



兵庫県告示第83号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年1月26日

淡路県民局長 亀井浩之

- 1 重要調整池の所在地
 洲本市五色町広石北字寿峰982番7、989番1、字紋木982番17、982番18、字玉田1020番1、1022番、1022番1、1023番1、1023番11、1024番、1024番1
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
洲本市	洲本市本町三丁目4番10号	竹内通弘

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年1月26日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 兵庫県税務システム修正開発業務委託（3）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年12月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
34,929,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

~~~~~

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス花田店  
所在地 姫路市花田町加納原田887番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|            |                    |        |
|------------|--------------------|--------|
| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 | 横山英昭   |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|            |                    |        |
|------------|--------------------|--------|
| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 | 横山英昭   |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年8月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,516平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
62台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
16台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
59.2平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
11.68立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時45分まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出口1箇所、入口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和2年12月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年1月26日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年5月26日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年1月26日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アミング潮江ウエスト1番館・2番館  
所在地 尼崎市潮江一丁目16番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称           | 住所                   | 代表者の氏名 |
|--------------|----------------------|--------|
| 株式会社あらしよ     | 尼崎市次屋一丁目16番21号       | 橋本好弘   |
| タイヨーハウス株式会社  | 大阪市北区梅田一丁目11番4—1900号 | 米崎義太郎  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号    | 橋本勝    |

 外18者
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称           | 住所                   | 代表者の氏名 |
|--------------|----------------------|--------|
| 株式会社あらしよ     | 尼崎市次屋一丁目16番21号       | 橋本好弘   |
| タイヨーハウス株式会社  | 大阪市北区梅田一丁目11番4—1900号 | 米崎義太郎  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号    | 常陰均    |

 外8者
    - イ 変更後
 

| 名称           | 住所                   | 代表者の氏名 |
|--------------|----------------------|--------|
| 株式会社あらしよ     | 尼崎市次屋一丁目16番21号       | 橋本好弘   |
| タイヨーハウス株式会社  | 大阪市北区梅田一丁目11番4—1900号 | 米崎義太郎  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号    | 橋本勝    |

 外18者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                    |        |
|----------------|--------------------|--------|
| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番4号 | 杉浦 広一  |
| 株式会社ベストバイ      | 大阪府茨木市上郡一丁目4番14号   | 福嶋 進   |
| 株式会社三喜         | 千葉県柏市中央町二丁目8番      | 八木下 眞司 |

外10者

イ 変更後

|                |                   |        |
|----------------|-------------------|--------|
| 名称             | 住所                | 代表者の氏名 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県大府市横根町新江62番地の1 | 杉浦 広一  |
| 有限会社ぎょうざの丸岡    | 宮崎県都城市志比田町7314    | 丸岡 久浩  |
| 株式会社三喜         | 千葉県柏市中央町二丁目8番     | 野田 孝文  |

外11者

4 変更年月日

平成29年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年12月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年1月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年5月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

労働委員会公告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、令和3年における審査の期間の目標及び令和2年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和3年1月26日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治

1 令和3年における審査の期間の目標

当委員会は、令和3年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

(1) 単純な団体交渉拒否事件 6月

(2) 標準的な事件 1年

(3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 令和2年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

| 区 分         | 取扱件数 | 終結事件 | 翌年への繰越し |
|-------------|------|------|---------|
| 単純な団体交渉拒否事件 | 0件   | 0件   | 0件      |

|         |     |     |    |
|---------|-----|-----|----|
| 標準的な事件  | 19件 | 12件 | 7件 |
| 特に複雑な事件 | 0件  | 0件  | 0件 |
| 計       | 19件 | 12件 | 7件 |

(2) 個別事件の審査の実施状況（令和2年中に終了した事件）

| 事件番号               | 終結区分           | 係属日数 | 調査回数 | 審問回数 | 和解回数 | 尋問証人数      | 区分 |
|--------------------|----------------|------|------|------|------|------------|----|
| 平成29年<br>(不)第8号事件  | 棄却             | 837日 | 7回   | 2回   | 0回   | 4人<br>(4人) | 標準 |
| 平成30年<br>(不)第6号事件  | 棄却             | 717日 | 9回   | 2回   | 0回   | 4人<br>(4人) | 標準 |
| 平成30年<br>(不)第11号事件 | 命令<br>(全部救済)   | 516日 | 6回   | 2回   | 0回   | 1人<br>(1人) | 標準 |
| 平成30年<br>(不)第12号事件 | 棄却             | 428日 | 5回   | 2回   | 0回   | 3人<br>(3人) | 標準 |
| 令和元年<br>(不)第7号事件   | 取下げ            | 412日 | 6回   | 2回   | 0回   | 2人<br>(2人) | 標準 |
| 令和2年<br>(不)第1号事件   | 取下げ<br>(無関与和解) | 85日  | 2回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人) | 標準 |
| 令和2年<br>(不)第2号事件   | 取下げ<br>(関与和解)  | 55日  | 2回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人) | 標準 |
| 令和2年<br>(不)第3号事件   | 取下げ            | 288日 | 6回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人) | 標準 |
| 令和2年<br>(不)第5号事件   | 取下げ            | 211日 | 2回   | 2回   | 0回   | 2人<br>(2人) | 標準 |
| 令和2年<br>(不)第6号事件   | 取下げ<br>(関与和解)  | 183日 | 4回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人) | 標準 |
| 令和2年<br>(不)第7号事件   | 取下げ<br>(関与和解)  | 169日 | 3回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人) | 標準 |
| 令和2年<br>(不)第9号事件   | 取下げ            | 41日  | 0回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人) | 標準 |

(注1) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数。

(注2) 「区分」欄は、(1)の区分を示す。